

様

介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人 豊珠会

八幡苑然然ショートステイサービス

1 当事業所が提供するサービスの相談窓口（担当者）

生活相談員

電話番号 04-7197-3161

2 八幡苑然然ショートステイサービスの概要

（１）提供できるサービスの種類

事業所名称	八幡苑然然ショートステイサービス
所在地	千葉県柏市篠籠田 1386-12
介護保険指定番号	介護予防短期入所生活介護 (千葉県 1272207513 号)

（２）同事業所の設備の概要

定員	10 名	医務室	1 室
居室	全室（10 室）個室 （1 室 13.65 m ² 以上） 電動式ベッド、トイレ、洗面台、移動式クローゼット、ナースコール、エアコン設置	静養室	1 床
		浴室	個浴、リフト付き個室、ストレッチャー式機械浴槽
		共同生活室	1 室

（３）同施設の職員体制

	人数	業務内容
管理者	1 名	サービス管理全般
医師	1 名	診療、健康管理等
生活相談員	1 名以上	生活上の相談等
管理栄養士	1 名	栄養管理等
機能訓練指導員	1 名 (看護職員兼任)	機能維持訓練等
介護支援専門員	1 名以上	サービス計画の立案・管理等
事務職員	1 名以上	一般事務・料金請求等
看護職員	常勤換算数 2 名以上 (機能訓練指導員兼任)	医療、健康管理業務等
介護職員（看護職員含む）	常勤換算数 7 名以上	日常介護業務等

※介護保険法の規程を遵守しています。（上記職員数：ユニット型特養 10 名分含む）

3 サービス内容

(1) 介護予防短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成いたします。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付いたします。

(2) 食事

- ・利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理し、提供いたします。
- ・医師の指示による食事の提供を行ないます。
- ・提供時間の目安

朝食 午前 8 時 00 分頃

昼食 午後 12 時 00 分頃

夕食 午後 6 時 00 分頃

(3) 入浴

原則として、週に2回入浴ができます。但し、利用者の体調等により、入浴回数の変動または清拭となる場合がございます。

(4) 介護

ご希望や状況に応じ、自立を支援した適切な介護サービスを提供いたします。

(着替え、排泄、食事介助、オムツ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等)

(5) 健康管理

医師及び看護師による健康状態の把握、必要な処置、投薬管理をいたします。

(6) レクリエーション

レクリエーション、慰問、季節行事等に参加することができます。

(7) 機能訓練

日常生活動作の維持または向上を日頃の生活の中で実施いたします。

(8) 生活相談

生活相談員をはじめ、当事業所の職員が日常生活に関すること等の相談に応じます。

(9) 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、ご希望の方はお申し出ください。

4 利用料金

(1) 基本料金 (1 割負担の場合)

①利用料金

	1 日あたりの利用料金 (単位数×地域加算 10.33 円)	介護保険適用時の 1 日あたりの自己負担額 (単位数×地域加算 10.33 円の 1 割)
要支援 1	約 5,464 円 (529 単位)	約 547 円
要支援 2	約 6,776 円 (656 単位)	約 678 円
要介護 1	約 7,272 円 (704 単位)	約 728 円
要介護 2	約 7,974 円 (772 単位)	約 798 円
要介護 3	約 8,749 円 (847 単位)	約 875 円
要介護 4	約 9,482 円 (918 単位)	約 949 円
要介護 5	約 10,195 円 (987 単位)	約 1,020 円

②介護給付サービス加算料金

加算	単位数 (自己負担額)	☒
個別機能訓練加算	56 単位/日 (58 円/日)	
看護体制加算 (Ⅰ)	4 単位/日 (5 円/日)	
看護体制加算 (Ⅱ)	8 単位/日 (9 円/日)	
看護体制加算 (Ⅲ) イ	12 単位/日 (13 円/日)	
看護体制加算 (Ⅲ) ロ	6 単位/日 (7 円/日)	
看護体制加算 (Ⅳ) イ	23 単位/日 (24 円/日)	
看護体制加算 (Ⅳ) ロ	13 単位/日 (14 円/日)	
医療連携強化加算	58 単位/日 (60 円/日)	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日 (207 円/日)	
若年性認知症利用者受入加算	120 単位/日 (124 円/日)	
送迎加算	184 単位/片道 (190 円/片道)	
緊急短期入所受入加算	90 単位/日 (93 円/日)	
療養食加算	8 単位/1 食 (9 円/日)	
長期利用者 (30 日超利用) 減算	-30 単位/日 (-31 円/日)	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位/日 (23 円/日)	
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18 単位/日 (19 円/日)	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6 単位/日 (7 円/日)	
在宅中重度者受入加算イ	421 単位/日 (435 円/日)	
在宅中重度者受入加算ロ	417 単位/日 (431 円/日)	
在宅中重度者受入加算ハ	413 単位/日 (427 円/日)	
在宅中重度者受入加算ニ (看護加算を算定していない)	425 単位/日 (439 円/日)	
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位/日 (3 円/日)	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	(介護度別単位数+各種加算) ×13.6%	

- ※ 上記の加算は、当事業所が体制要件を満たした場合に算定いたします。
- ※ 介護保険料等に変更があった場合は、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更いたします。
- ※ 当該ショートステイサービスが法定代理受領サービスである場合は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
- ※ 平成 27 年 8 月より、一定以上所得者の負担割合が 2 割負担となる場合がございます。その場合においては、1 割負担額のおよそ 2 倍となりますのでご了承ください。
- ※ 平成 30 年 8 月より、一定以上所得者の負担割合が 3 割負担となる場合がございます。その場合においては、1 割負担額のおよそ 3 倍となりますのでご了承ください。

③食費・居住費（滞在費）ユニット型個室

介護保険負担限度額認定証の提示がある場合

対 象 者		資 産 要 件	利用負担段階	滞在費 (1 日)	食費 (1 日)
				ユニット型 個室	
生活保護受給者		単身：1.000 万円 夫婦：2.000 万円	第 1 段階	880 円	300 円
世帯全員（世帯を分離している配偶者を 含む）が市町村民税非課税の方	老齢福祉年金受給者	単身：650 万円 夫婦：1.650 万円	第 2 段階	880 円	600 円
	課税年金収入額と非課税年金収入額の合計所得金額の合計が 80 万円以下の方*	単身：550 万円 夫婦：1.550 万円	第 3-① 段階	1,370 円	1.000 円
	利用者負担第 2 段階以外の方（合計所得金額が 80 万円超 120 万円未満の方）	単身：500 万円 夫婦：1.500 万円	第 3-② 段階	1,370 円	1.300 円
	利用者負担第 3-①段階以外の方（合計所得金額が 120 万円を超える方）				
上記以外の方			第 4 段階	3,560 円	1,700 円

朝食： 380 円

昼食： 660 円

夕食： 660 円 計 1,700 円

（２）その他の料金

①理美容サービス費

1 回 2,000 円前後（カットのみの場合）

②おむつ代

利用料金に含まれております。

③レクリエーション費

レクリエーションやクラブ活動等を行ないます。行事によっては別途参加費が発生する場合がございます。

④利用中の送迎

受診等で送迎を希望される場合、片道 1,000 円となります。

⑤買い物代行

買い物を依頼される場合、1 回につき、500 円を代行料としていただきます。

(3) キャンセル料

入所前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が発生いたします。

入所前の前日午後 5 時までに通知	無料
入所日の当日午前 9 時までに通知	1 日の利用料の 50%
入所日の当日午前 9 時以降の通知	1 日の利用料の 100%

(4) 利用中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中であってもサービスを中止する場合がございます。

- ・利用者が退所を希望した場合
- ・健康チェックの結果等、体調が悪かった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払い方法

月毎の請求となります。利用月の最終利用日に請求書を発行いたします。

支払方法は、送迎時の支払い、窓口支払い、銀行振込、口座振替のいずれかになります。

事業者は利用者から料金の支払いを受けた時、利用者に対し領収書を発行いたします。

5 サービスの利用申込み

担当の介護支援専門員を通してご依頼ください。

基本的には利用期間決定後、契約を締結します。なお、利用の予約は、2 ヶ月前から可能です。

6 当事業所のサービスの特徴

(1) 運営方針

利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(2) 当事業所利用に当たっての留意事項

①面会について

ア 面会の機会は自主的に奨めております。他の利用者の迷惑にならないよう配慮してください。

イ 面会時間は、午前 9 時～午後 5 時までとなります。時間外で面会する場合は、予めご連絡ください。

ウ 面会の際には、事務所の受付に設置している面会届の用紙に氏名等をご記入ください。

エ 飲食物を持ち込む際は、必ず当事業所の職員へ報告してください。

※新型コロナウイルス・インフルエンザ等蔓延防止策として、面会の制限をしている場合があります。担当相談員にご確認ください。

②持ち込みについて

以下のものは持ち込むことができません。

ア 炎の出るもの（ライター、マッチ、ローソク、電気ストーブ等、着火の原因となるもの）

イ 動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、魚类等）

ウ 危険物（火薬類、石油類、劇薬、必要以上の薬等）

エ 刃物及び銃器またはそれに類するもの

オ 生鮮食品、手作り惣菜、手作りお菓子、タッパに入れ替えたもの、カットを必要とする果物等

※利用開始日に所持品の確認をします。持ち物すべてに、ご記名をお願いいたします。

③外出について

家族等の付添者がある場合のみ原則自由ですが、前日の午後5時までに予めご連絡ください。

※新型コロナウイルス・インフルエンザ等蔓延防止策として、外出の制限をしている場合があります。担当相談員にご確認ください。

④喫煙

原則、禁止とさせていただきます。

⑤飲酒

ア 酒類を持ち込む場合は、当事業所の職員へお預けください。

イ 飲酒は他人に迷惑をかけず、健康を害さない程度に嗜ってください。

※尚、健康管理上、安全管理上に問題がある場合は、ご相談させていただきます。

⑥金銭、貴重品の管理

原則自己管理となります。紛失に関して、当事業所では一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

⑦事業所・設備使用上の注意

ア 居室及び共用部等は、その本来の用途に従ってご利用ください。

イ 事業所の設備等を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、利用者の自己負担による原状復帰、または相当の代価をお支払いいただく場合がございます。

ウ 他の利用者または当事業所の職員等の迷惑となるような、宗教活動・政治活動・営利活動等を行なうことはできません。

7 緊急時の対応方法

利用者に様態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、当該家族等に速やかにご連絡いたします。

利用者氏名_____

緊急連絡先（１）

氏 名		続 柄	
住 所			
電 話 番 号			
携帯電話番号			

緊急連絡先（２）

氏 名		続 柄	
住 所			
電 話 番 号			
携帯電話番号			

緊急連絡先（３）

氏 名		続 柄	
住 所			
電 話 番 号			
携帯電話番号			

かかりつけ医療機関

医療機関名	
医 師 名	
電 話 番 号	

8 非常災害対策

- ・災害時の対応 当事業所の「消防計画書」に基づいて、的確な対応方法の習熟を図り、災害時には、市及び市内老人ホームとの相互援助協定に基づき、対応いたします。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火栓、非常通報装置、その他。
- ・防災訓練 年間2回以上消防署の協力を得て、定期的に行ないます。
- ・防災責任者 防火管理者 渡邊 康哲

9 個人情報の使用について

(1) 利用者へ短期入所生活介護サービスの提供に必要な利用目的

①事業所内での使用

- ア 介護予防短期入所生活介護計画の作成・提供
- イ 介護保険請求業務に関するもの
- ウ 利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち、
 - ・利用開始・終了の管理
 - ・会計・経理
 - ・利用者のサービス改善・向上
 - ・事故等の報告

②他の事業者への情報開示

- ア 事業所が利用者に提供する介護予防短期入所生活介護のうち、
 - ・利用者に短期入所生活介護を提供する他の事業者との連携、介護予防短期入所生活介護を円滑に行なうための、サービス担当者会議、照会の依頼
 - ・医療機関等、医療サービスとの連携
 - ・その他の委託業務介護保険事務（請求等に係わる開示）
- イ 介護保険事務（請求等に係わる開示）
- ウ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談等

(2) 上記以外の利用目的

①事業所内での使用

- ア 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・短期入所生活介護業務の改善のための基礎資料
 - ・当事業所内において実施される学生等の実習への協力
 - ・当事業所内において実施される事例検討

②他の事業者への情報開示

- ア 監査機関への情報開示
- イ 関係法令等に基づく行政機関等への報告等

(3) 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、上記(1)、(2)に記載する目的の範囲内で使用し、情報提供の時には、関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払います。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録いたします。

(4) 個人情報の内容(例示)

- ・住所、氏名、健康状態、病歴、家庭の状況等、事業者が介護予防短期入所生活介護を行なうために最低限必要な利用者や当該家族に関する情報
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び当該家族に関する情報であって、特定の個人が識別、または識別され得るものを指します。

(5) 使用する期間

- ・契約開始日より契約終了日までといたします。

10 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の苦情の窓口(午前9時～午後5時まで)

担当 生活相談員

電話番号 04-7197-3161

(2) その他の公的機関の相談・苦情窓口

柏市役所 高齢者支援課

電話番号 04-7167-1111

柏市役所 法人指導課

電話番号 04-7168-1040

柏市役所 地域包括支援課

電話番号 04-7167-2318

柏西口地域包括支援センター

電話番号 04-7142-8008

千葉県国民健康保険団体連合会

電話番号 043-254-7428

千葉県運営適正化委員会

電話番号 043-246-0294

11 当法人の概要

創立年月日

昭和57年6月2日

名称・法人種別

社会福祉法人 豊珠会

代表者役職・氏名

理事長 吉野一實

本部所在地・電話番号

千葉県柏市篠籠田1390番地

電話番号 04-7143-1011

ホームページURL

<http://www.houjukai.or.jp/>

<定款に定めた事業内容>

■特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム八幡苑
特別養護老人ホーム藤心八幡苑
特別養護老人ホーム八幡苑然然（従来型）
特別養護老人ホーム八幡苑然然（ユニット型）

■地域密着型特別養護老人ホーム

特別養護老人ホーム藤心八幡苑ユニット館
地域密着型特別養護老人ホーム大津川八幡苑

■ショートステイサービス

八幡苑ショートステイサービス
藤心八幡苑ショートステイサービス
大津川八幡苑ショートステイサービス
八幡苑然然ショートステイサービス

■有料老人ホーム

八幡苑住宅型有料老人ホーム大島田

■デイサービス

デイサービスセンター八幡苑
デイサービスセンター藤心八幡苑

■居宅介護支援事業所

八幡苑居宅介護支援センター
藤心ケアプランニング

■グループホーム

八幡苑グループホーム睡人亭
大津川八幡苑グループホームせむろ

■小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護ホーム大津川八幡苑

■地域包括支援センター

柏西口地域包括支援センター
柏西口第2地域包括支援センター

12 その他

身体拘束について、事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、当該家族と相談し、身体拘束に関する説明及び身体拘束に関する記録への記載をもって、利用者または当該家族の承諾を得ることといたします。

同意書

年 月 日

短期入所生活介護サービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

事業者

所在地 千葉県柏市篠籠田 1386-12

名 称 八幡苑然然ショートステイサービス

説明者 氏名 _____

私は、本書面及び重要事項説明書に基づいて事業者から短期入所生活介護サービス等について、契約内容の説明を受け、その記載内容に同意いたします。

また、介護サービスを提供する上で必要な個人情報を、必要最低限の範囲内で使用・提供または収集することに、同意いたします。

利用者

住所 _____

氏名 _____

私は、事業者から契約内容の説明を受け、その内容に同意し、利用者に代わって署名を代行いたします。

代理人

住所 _____

氏名 _____

(利用者本人との関係)